

第十二回通常総会 特別講演

## 『地域選択型農政』と地域農業振興方策

酪農学園大学 教授 仙北 富志和

閉塞感を強めている農業情勢の中で、活力ある農業構築の為に農政の果たす役割は大きいと考えられます。

今回、地域農研第十二回総会の記念講演として、長年青森県において、行政の現場で地域型農業の確立に向けて考え実行してきた、酪農学園大学教授、仙北富志和氏に体験をふまえた北海道農業振興に関する提案を得る機会を得ました。



仙 北 ただいまご紹介いただきました、酪農学園大学の仙北でございます。仙北という名前は、非常に珍しい名前ですが、私は増毛のりんご園の息子として生まれました。今はちよつじいくらんぼの時期ですが、増毛のさくらんぼは大変うまいと私は自慢しているわけです。

私は三七年間青森県庁に勤務いたしまして、去年の春、生まれ故

郷に舞い戻ったという人間でござります。したがいましてもうあまり人前には出ないようにしようと決めていたわけですが、地域農業研究所の方から「出てきて話をしろ」とご下命がありましたので、このこと出席させていただきました。実は酪農大学に来て多少疲れているわけです。学生の前で講義をするのは非常に疲れます。ざわざわと騒がしいし居眠りもしているし、て大変な疲れです。私は役人をしていましたので、話をするときは皆さんびんとして聞いているというのが習慣でした。今日はそういう意味で久しぶりに気持ちをさっぱりさせて話ができるのかな、ということとござります。

今まで役人生活をしておりまして、周りにたくさん人がいたわけです。大学に来ますと自分でお茶も入れなければならないし、部屋の掃除もしなくてはならない。誰も手伝ってくれる人がいないという全く環境の違う状況におりまして、四苦八苦しているというのが実態です。そんなことで今日の話も多少現役時代とは違いまして、情報が途切れています。役人時代は資料や情報が黙つていて

## 仙北 富志和（せんぼく としかず）さん



1941年 北海道増毛町に生まれる  
1964年 酪農学園大学酪農学部卒業  
青森県庁職員となる  
農業指導課長、農政課長などを歴任  
1999年 青森県農林部長  
2001年 青森県庁を退職  
酪農学園大学 環境システム学部 経営環境  
学科教授就任  
現在に至る

### 主な著書

「心田を耕す」(株)RABサービス 1994年  
「暮らしの中の『農と食』」(株)日本評論社 1996年  
「『農業』希望宣言」(財)富民協会 1998年  
「地方からの『農政』発信」自費出版 2000年  
「『地方農政』の展開方法」(株)RABサービス 2002年

も溢れかねない機に集まりましたが、今はなかなか手元に届かないということです。今日の話もネタが足りないかなという感じをしておりますが、ご勘弁をいただきます。

今日、私に与えられたテーマでは、「地域選択型農政」と地域農業振興方策」ということです。これは地域農業研究所の方から与えられたテーマです。私はテーマに対してはいちやもんをつけないでそのとおりにやるということにしておりますので、指示されたテーマのままということがあります。皆さん方はこのテーマを見て、何を言っているのかな、「地域選択型農政」というのは何を言わんとしているのか、初耳だと思います。これは実は私が発案した造語でござります。造語ですけれども、青森県の農業振興方針などの中では、青森県内の公の言葉としてわりやり使わせて、印刷物にもこの言葉を使っています。おいおい「地域選択型農政」とは何を言っているのかということを中心にお話を聞いて、北海道の農業関係者の方々に何がしかの参考になればという思いを込めて申し上げたいと思います。私が役人生活をしておりまして一番強く感じたのは、今いろいろな農業問題・農政問題が議論されておりますけれども、一番先頭に立つて仕事をしている、行政をしているのが県の職員や市町村・農協の担当職員なわけです。ところがこれらの人たちは意外にそういう輪の中には入らないといいますか、議論をただ見ているという感じがするわけです。そして直接責任がないと言えば叱られますけれど、アウトサイダー、土俵の外側にいる学者、先生方とか、ジャーナリストや新聞記者という人たちが一生懸命農業問題を議論してい

ます。私自身もかつては新聞記者にならうかなと思った時期もありますが、やはり最前線の政策を担当するのが生きかじして一番いいのかなと思つて県庁に入ったわけです。そういう点からすると、一番仕事を責任をもつてやっている地方行政マン、或いは農協の職員、農業委員会の職員、そういう人たちが農政の議論の輪に入つていな

いといふのは、私は非常に気になつてゐたわけです。つまり、農業問題なり農政の最前線にいる人たちが、農業問題や農政問題をトータルとして捉えていなかつてはならないのではないか。時間のある学者やジャーナリストは高いところから全体を見ていろいろなことを言ふれる。あるいは理論武装ができる。しかし下ばかり見て仕事をしていまするので、自分の担当の仕事はできるけれども全体について議論をする、或いは議論に對して抵抗するとか主張するとか、そういう部分が非常に欠けているのではないかといふ気がしてゐたわけです。何も地方の公務員ばかりではなくて、国の頭のいいといわれてゐる中央の役人もほとんど議論の輪に入らない。自分の仕事を淡淡としむるだけだといふ気がしてゐます。

そういう状況をいろいろな場面を生かしながら打破してゐる。当事者が農政のあり方を主張するということにならなければだめなのではないか。どうしても地方にいる人間は、中央から与えられた仕事をこなすだけで汲々としている。それに対する意見や主張をするとか、改善するという余裕もないし、立場にもない。そうなつてしまつてゐるのが戦後の今までの農業政策の展開の仕方というか、受け止め方ではなかつたのかな、といふ感がしてならないのです。そ

つらう面におきましても、私は現場の第一線で政策を展開している方々が、農政に対しても持論を持つといつた習慣、癖をつける必要があるのではないか。これは特に普及センターの職員に對して繰り返し話してきました。

そういう意味で今日は、私が今まで感じてきた地域農政の問題点をレジュメに沿いながら多少申し上げて、それから今日のテーマの本題に入りたいと思います。イントロが少し長すぎぬという注意をしばしば受けておりますので、簡単に話をしていくかと思います。

## I、「農業近代化」政策の反省

### —農業基本法下の農政—

まず、「農業近代化政策の反省」というテーマです。これは私の年代からすると、農業基本法ができるのが昭和三十六年ですので、ちょうど学生時代です。卒業して青森県庁に入つて、基本法下の農政の一部をずっと担当してきましたことになります。三〇年前後の農業政策の反省点といいますか、問題点をきちんと洗う必要があるのではないかと常々思つてきました。特に私は国の職員にも機会があつたときに申し上げたのですが、役人の責任はあいまいです。大体二年か三年で職場を異動します。これは良い面と悪い面がありますが、今までの仕事への連続性に対する責任といふものを持ちたくないといふか、持てるシステムになつていかないわけです。次から次へと政策は仕組まれるけれども、過去の政策に対する反省といつものがな



い。そういう責任を取らないというのが役人のパターンなのではないかといふ気もしております。これから農業政策をどう進めていくかといふことを考える時に、やはり今までの農業政策のひずみとどうか、問題点を正直に洗いざらい整理をして、そこから二十一世紀の新しい農業政策をどうするかという議論をすべきではないか。それを隠してしまって、誰の責任でもないような言い方をして、次仕事をするというのは私としてはどうも釈然としない。そういう意味で多少申し上げたいわけです。

### ① 選択的拡大と画一政策

第一に、戦後の農業基本法下の農業政策で一番の柱になつたのは選択的拡大です。選択的拡大といつことは、裏を返すと単一規模拡大の世界です。そういう形を作り上げていくのが戦後の近代化政策の一番大きな柱であつたといつても、間違いないと思います。農地改革によって零細小規模自作農の創設というひとつの区切りをつけながら、新しい段階に入る過程で、規模拡大と単一経営に政策の柱を転換してきたといえると思います。特に、これは稻作においてそういう目標を立てたと思います。国際化時代を想定して、日本の農業の体質を強化していくためには、規模拡大をして、しかも単一経営の効率主義、合理化された農業経営によって「コストを下げていく。そういう仕組みを作つていこうといふのが、戦後農政の柱であったのだろうと思います。

この方向自体は必ずしも間違つていたとは私見に留めべきではな

いと思います。しかしあつと勘えて姿を見ていきますと、要するに当時の農業政策というのは、アメリカの農業規模やアメリカの農業経営のスタイルには到底及ばないけれども、しかしアメリカのような合理主義というか経済効率システムを確立していかなければ、日本の農業は危ないよといつ点が非常に強く意識の中にあったのではないかと思うわけです。アメリカ型の農業を志向するといふこと 자체は「コストの面或いは量産・定量生産といつ点からすると」やむを得ない面もなかつたわけではないといえます。しかし、私はその政策が全国一斉でそういうスタイルを作らなければ時代に遅れるのだといつような、中央からの下ろし方があつたのではないかと思うのです。これはそれぞれの地域、北海道でいうなら同じ北海道でも私の生まれた増毛方面と帶広方面では、全く農業も地形も生活スタイルも違つてゐるわけです。それと同じように、私がなぜこの単作規模拡大というものに対して非常に問題意識を持つたかといいますと、青森県もご案内のように太平洋から日本海側まで、いろいろな農業経営のスタイルがあるわけです。特に、岩手県よりの太平洋側、八戸周辺についていえば、こここの農業というのは伝統的に小規模多品目の複合経営なのです。そういう小規模多品目の、いうならば農家個々の生活の知恵として確立されてきている農業の形といつものを、殆ど無視といえます、もう時代遅れなのだ。効率の悪い農業で、そういう地域は農業として生きていけない時代が来るのではないか、こうしたことをわれわれは吹聴したわけです。しかし昭和三十六年の基本法以降一〇年一〇年と経つて、経緯を見ますと、

いわゆる津軽地帯の「ソシノ」単作とか、稻作十ソシノとか、大型といえないかもしませんが、比較的単作的な地域と比べてみると、小規模農業経営地域の方が元気が出しているわけです。むしろそういう農業経営のほうが生き延びられるのではないかといつようなじつらまで見直しをしなければならない状況になつてきているわけです。

そういう点からすると、規模拡大単一経営路線といつものは本当に正しかつたのかといつ点を見直してみる必要があるのではないか。特に米について、北海道は米に頼らない地域もたくさんありますので例としては適切ではないかもしませんが、米の規模拡大には非常に田づくりを立ててやってきました。といふが結果としてそれはなかなか進まない。進まないのにはいろいろ理由があるわけですが、それを無理やりやろうとしていろいろなお金を今までかけてきたわけです。といふが規模拡大を行政的に政策的に誘導するといつことは、規模拡大によるメリットを条件付けなければなりません。といふことかといつと、農産物の価格形成は食糧不足の時代には特にそうでしたが、条件の不利な地域、条件の不利な農業経営の人でも農業を維持できる水準に価格を保証するといつか、支持するといつことです。今までの日本の農業政策の根幹は価格支持政策なのです。条件が比較的不利な農業経営をする人にも米を作つてもうわなれば国民のために困る。よつて価格はこれくらい保証しますといつことをずっと戦後の米政策は講じてきたわけです。そういう中で規模拡大をするといつ意欲のある人は、規模拡大のメリットをどうに求

めるかというと、条件の不利な人でもやつてひける水準の価格が維持されていれば、規模拡大による生産の合理化・コスト低減の部分がもうにメリットになるわけです。これが規模拡大の意味するところなのです。酪農も同じです。今の酪農は規模拡大をすればするほど価格を下げる。結果としてやっていけない人は離農する。規模拡大をしても利益の追求というメリットが生まれてこない。そういう政策を実は仕組んでしまっているわけです。この点を政策として整合させて、規模拡大を誘導するためにはどういった条件整備が必要なのかという点を、無視というわけではありませんがあまり考慮しないで、規模拡大さえすれば何とかなるのだといって、そして米の値段にしても、いざれは下がるということを一言も口にしない。そういう政策を講じてきたのではないかと思います。

余談になりますが、私がまだ四〇代でしたけれども、青森県の農業計画を作り直すという作業を、昭和六十二、三年最後の年頃に私が中心になってやりました。その時に、いざれ米価が下がつてくるだらう。その当時私は一〇年、一五年後に一万二千円くらいまで下がるということを覚悟して、それに対応できる稻作経営のあり方を関係者に示すべきではないかという提案をした記憶を今でも忘れません。しかしその時、上の人から「役人たるものは米の値段が下がつていい」という話をするのはまかりならん。何を考えているのだ」とえらいしかられた記憶があります。それで私はこういったものを作つてもだめだなという空しい感じがしたわけです。役人だから都合の悪いことは言わない、辞めてから好きなことを言つてはいる人はかな

りいますが、私は現役の時に好きなことを言う人間にならなければ給料を貰つてゐる値がないと感じまして、それ以降反対精神で余計なこともしやべつてきました。

例えば水田の基盤整備などをするとときは、非常に高い補助率です。国の補助率に、北海道、地元の町村等が上積みしますので、受益者の負担は五、六%になっている町村がたくさんあります。ものすごい補助率だからいいのではないかという意見もあります。しかしその時に、事業採択にあたつて土地改良関係の事務所が、米の値段が下がつていっても投資しても大丈夫ですかという問い合わせをしたことがありますか、ということを私は言つてゐるわけです。そうではありませんでした。補助率が高いからいはゞだという形で、少なくとも米価は据え置きのままいくだらうという計算をして投資効率のようなものをはじいて、事業承認を貰うという手順を講ずるのが大体役人の常套手段です。肝心の受益稻作農家は、ハンコを押されたという格好になります。だから主客が転倒しているわけです。本当にやりたい、やらなければならぬ人の意思ではなくて、役人などの政策展開のために仕掛けられるという部分がかなりあったのではないかと思います。

これは悪い気を起してやつたのではないと思いますが、結果としてそういうことを仕掛けて誘導するというのが、行政の常套手段であつた。それがうまく回転すればもちろん問題はないのですが、今、当時土地改良の地盤整備をやって償還に入つてゐる稻作農家の負担が、ばかにならないほどの金額になつてゐるのは事実です。そつ

こうじを少しも反省もしないで次から次と政策を仕込んでいくのをいつのまにかながなというのが私の考え方です。

## ②国際化と市場競争路線

例えば、ガットの例の緊急対策の時に、水田の再基盤整備をするというものが大きな予算になりました。水田の区画整理を一翁規模にする。北海道は比較的規模が大きいのでしようが、その一翁規模の水田の割合を全国で三割を目標にするところじをやりました。青森県も三割やりますところじ話を国に持ちかけて予算を持つてきました。私はそれはとても無理な話なので、計画を下げなさいと何度も言った記憶があります。案の定何%もいっていません。いくはずがないのです。今度はこれから土地改良計画の方針について、基盤整備の目標は設定しないと国が言い出しています。そういうことを反省した上で、今度は自発的な地域の動きを捉えて応援しましょうといいうなら素直な対応ですけれど、今までのやり方の失敗部分を、もう時代が変わったので忘れてしまったという形で処理されているのは非常に腹立たしいのです。そういう意味できちんと今までの歩みというものを正して、新しい仕切りなおしをしますところじを明確にすべきだというのが私の意見です。

そしてその選択的拡大と同時に、画一的政策というものを講じてきました。これは省略しますけれども、そういう政策を仕組んできただというのが國の方針だらう。そういう中で、ある時期から国際化への対応とか市場原理の導入という問題が起きてきたわけです。昭



和三十六年に農業基本法ができた当時は、たぶん国際化への対応というのではあまり頭になかっただろうと思うのです。七戸所長が一番詳しいと思うので、あまり言うとばれますけれども、たぶん国際化といふことよりも、むしろもつぱり国内農業の近代化といふことをウエイトがおかれたのだなうと思います。あつという間に国際化の波にさいされてしまったことなのです。今までにWTOの絡みでもこの問題が延々と繋がつてゐるということです。

その場合に農政というのは何のためにあるのかという認識が、次第に薄らぎてきてしまって、農業も工業も同じなのだ。それで一体的に自由化すればいいのだなうのような話が横行してゐるところに対しても、非常に要注意というか、認識が少しすれてしまふのではないかという気がしていきます。

つまりなぜ農業も工業も同じなのか。世界の貿易は自由化したほうがいいのだ。農業も同じだということになつてゐるのかといふと、やはり一番肝心なところは先ほど選択的拡大のところでも少し話しましたけれど、農産物はどこで作つても同じものなのだと安価の考えです。安い値段。定時定量安価ということを食糧政策として仕組んでいるわけですから、例えば大豆にしてもどこの国で取れた大豆でも同じだと。そうするとあとはなにが勝負かというと量と価格だ。それが国際化だということになります。国内でも、例えば米の値段でも九州でどれでも北海道でどれでも新潟で取れても宮城県で取れても米の値段は同じ。長い間そういう時代を続けてきたわけです。もちろん等級間格差はあるけれども品質格差はなかつた

のです。生産者米価に品質格差というのを設けたのは昭和五十三年が五十四年でした。多分五十四年産からだと思いますけれども、それまでは見かけの等級検査の差はあるけれども、品質によって買入価格を変えるということはしていませんでした。だから農産物というのはどこで取れても同じものなのだ。だからあとは価格と量だけいうことに追いやつてきたわけです。ですから今も延々と農業の自由化論が展開されているわけです。

そういうことを考へてきますと、本当にこれからも量と価格だけの戦いなのだろうかといつて強い関心を持つていかなければならぬと思うわけです。具体的に言つて、それぞれの地域、それぞれの農家の特産化、自分の農業或いはこの地域で取れているものはこういうものなのだと明確な位置付けです。特産化付けてです。そして大量定時ではなくて、売り切れという農業の形と、大量生産の農業の形との兼ね合いを上手にやっていくというのが、これからのが地域農業のあり方ではないかと思います。

先ほども待合の時間に話をしましたけれど、あまり差し障りがあると困りますが、余市や仁木は果樹産地です。あそこは北海道ではさくらんぼの大産地です。私が生まれた増毛もさくらんぼの産地なのです。規模は仁木に比べるとかなり小さいと思います。しかしここにさくらんぼがありまして、増毛のさくらんぼというのは非常にうまいのです。皆さんも食べてみてくださいのですが、けた違いにうまいのです。これは青森のさくらんぼなどは問題になります。これは私が県庁にいたときも、青森県の人間は、果樹は一番

いい県だと思つてゐるのです。といふが私が青森県のせいかほを食べるといふのも厭然としたものです。それでわが郷里の増毛からわざわざ冗談が送つてくれぬといふことを県庁に持つていつて、これがさくらんぼだとひつたりむづりして食べてゐるのです。そういうふうに地域地域で特産的な、同じせいかほでもものが違うといふことを今まであまりにも意識の中に無かつたのではないか。農協の系統出荷もそいつです。何でもものを集めてみな同じ物だ。だから大型の市場に持つてひつて売る。牛乳もどういう作り方をしてもみんな同じように混ぜてしまつて、同じ物だとする。ですから生産の工夫や、自分の技術、自分の自慢といつものを嫌がるといふか、葬り去るような政策を取つてきたのが今までの農業政策ではないのか。大豆も自由化で早々に消え世界の大豆と競争するということにはならないわけです。

そういう点を教へると、今度は国際化も市場競争も避けて通れない道ではあります。しかし、それにまことに地域も農協も或いは個別の農業経営体も立ち向かつていくのよな、ばかりたことをやる必要はない。まさにドンキホーテのようなものでありまして、自分の物を売り切つて、自分たちの地域が生活できる。そういう地域特性を生かした農業経営のスタイルというものをこれから確立していくのが一番大事であつて、九州から北海道まで同じ物を作つて中央の市場に持つて行ってセリにかけるといつような時代ではなくなつていくのではないか。それこそが地域の生きる道ではないかと思います。

### ③米政策と農業再編

米政策も話をするとキリがありませんが、米の生産調整政策には問題があります。実はこれは私も昭和四十五、六年。まだ駆け出しの役人の時代から長く関与をしました。当時は電子計算機も無くて、手でまわす計算機で一筆ごとに計算して農家に補助金を出すといつ作業もした経験があります。私が常々強く主張しておるのは、最初のころは稻作といつ特殊事情、個々の規模の問題、そいつの点からして行政が旗を振りざるを得なかつた面があります。全部農協や農業団体に好きなようにやつてしまいとらうとなると、大変な混乱を招いただらうと思ひます。当初はやはり行政が首領を取りつて、県や市町村が農家に減反を配分するといつ手法を取らざるを得なかつたといふことにつきましては、私はそれまで否定はしません。しかしその政策を長く取りすぎてしまつた。ここに問題があるわけです。今は五割も六割も転作をしなければならないといつ実情です。米の需給調整を図らなければならぬといふことは、誰しも認めざるを得ないわけですけれども、しかし過剰にした原因は国の政策にあります。

それはそれとしつも、米の需給バランスを取りなければならぬといふことは誰でも認めるといふです。しかしその手法を長く続けすぎて、地域の農業或いは個々の農業経営といつものの先行きを見えないものにしてしまつた。見えないものというのは、自分たちでこの地域の農業をどうしていくかどういふに対する問題意識とい

うか、取り組みというものを損なうような形の、すべからく受身だ  
といつことになってしまってゐる。これが一番しこりを残している  
元だと思うのです。生産調整のやり方が、農政に対する受身意識を  
作ってしまった。その責任は取りなければならないと思います。

しかも今までに何度か、米の生産調整の配分方法を見直す機会が  
あつたはずなのです。例えば新しい食糧法を平成七年に作りました。  
そういう時も全然そちらはいじらない。それから市場開放をせざる  
を得なくなつた時、そういう米を巡る情勢が国際的にも変わつてき  
たというチャンスも生かせなかつた。いくつかの節目節目に転作の  
やり方を変えていくといふことを怠つてしまつたのではないのかとい  
う気がしています。

国の立場からすれば、冒険はしたくないという意識があります。  
行政は実験ではないのだ。万一混乱を招くとえらいことになるか  
ら、それよりも今までの仕方を延長した方がいいのだ。これは我々  
役人の保身術です。常套手段なのです。今までどおりの方が無難  
だという発想です。そういうことを延々と続けてきて、いろいろ  
な地域で問題を起こしてどうもならないという感じで今まで  
できてしまつた。そして、たまたま新聞の情報などを見ますと、  
明日か明後日あたりに米の生産調整の方策転換を農水省食糧庁の  
諮問機関で東大の生源寺先生が座長をしながらまとめたものを発  
表するということが報道されております。生産調整の手法や行政  
の内在を見直していくという方向に答申が出るということを願つ  
ております。

農林省個々の人たちには行き詰まり感があつて、今まではだ  
めだということを十分承知しているわけです。だけど自分の口では  
言えない。だから第三者の口から言わせて、周りがそう決めたので  
國がそうしますというのは、これは全く役人のするがしこい手法な  
のです。誰かに言って貰つて方向を転換する。自分たちの責任は後  
ろに置くのが今の姿です。けれども遅きに失したとはい、米を中  
心とした地域農業のあり方というものは、誰が考えるのか。主体的  
には地域地帯の地元がそれぞれの地域特性に応じて、稻作の位置付  
けを考えていく。そういうことをずっと積み上げていった結果とし  
て、どうしても需給のバランスがなお崩れていふといふことになれば、  
そういう時にこそ初めて行政が介在すべきなのだ。このように  
行政のでしゃばり具合というものを明確に整理をする必要がある。  
このような言い方をすると農業団体は、行政が手を引くと困るとい  
うことを今までに何回も言つてきております。しかし今はやはり  
我々に任せろといふべつの氣概を持つて地域農業の再編に取り組  
むことなどをやって貰ひたがな、といふ気がします。

米に関する限り、水稻共済とは米不足の時代に無理な地帯に  
作つてもらつても、万が一のときに保険で補償しますよ、といふ制  
度なのです。言つなれば義務加入のような形で、安全を保証するか  
ら米を作つてくださいといふことの担保として水稻共済があつたわ  
けですから、水稻共済のあり方も生産調整がらみで、直していかな  
いとだめだといふことを、私は現職の時に何回も主張しました。農  
林省も個々の役人は認めております。しかしこれを公にしますと、

今度は共済組合の建物が維持できないとか、職員に給料が払えないという問題に発展するのです。だからあまり無理を言わないでくださいといわれましたが、そういう、ありゆる点を総点検するのが、これから農業政策のスタートに求められていました。米の問題については、各地域にそれなりに稻作というものを残すことが出来た。これが昭和四十五、六年当時に好きなように競争をやれという風にやってしまって、殆ど米の作れない地域、青森県などはその典型ですが、ものすごい地域差が出たと思うのです。やはりその地域地域に随分に稻作地帯を残していくところでは、充分に役割を果たしてきたと思いますので、その上に立って、やはり農業組織が自ら地域農業のあり方を考えていいくことじ、ある意味では委ねるというか信頼しあって取り組むという姿勢がなければならないのではないか。いつも中央からの訳のわからぬ指示に従つてやるというような時代ではないのではないか。農業団体の自己責任というのもここで發揮しようとする立場を上げておきます。

若干私の役入生活時代の反省点も含めて申し上げましたが、今までの農業政策の反省点を充分認識した上で、新しい形の政策展開、小泉首相の言つている構造改革も、農業の分野の構造改革もそういう心構えでいかなければならぬと思うわけです。

米の生産調整についてもう一言いえば、何年か前から食糧庁がこの仕事をやることになりました。私は一〇年ぐらい食糧庁と米の配

給とか、配給なんていふ言葉を使うと歳がわかりますが、あそこも大変な役所です。地方事務所を無くしたくないのですから、いろんな仕事を預けましょっとこうことで動いています。食糧庁というのは何も、米の生産調整を通じて地域農業をどう変えていくかとか、どういう支援をするかなどといふセクションではないのです。ただ単純に米が足りるか足りないかの操作をしているだけなのです。そういう所に下駄を預けること自体が、もう国が稻作地帯の構造政策をどの推進するかとのことで役所の中がぱりぱりになつてしまつてじるという気がします。これは余計な話ですが、私の実感です。

## II、「地域農政」と「中央管理型農政」

### ① 「地域」特性の洗い出し

そこで「地域農政」と「中央管理型農政」についてです。中央管理農政というのも実は私が作った言葉なのですけれども、これは大体説明しながらおわかり頂けると思います。地域農政といふことを我々がしそつちゅう無意識に、何のためらいも問題意識もなく使つてゐるわけですが、この地域農政といふ言葉が國から出始めたのは一九七〇年代の中頃からですから昭和四十年過ぎということになります。これは非常に正しい考え方なのです。当時のものを見て、これから農業政策は地域の自主性と創意工夫を生かした農政

でなければなりませんのだと、ちゃんと書いてあります。

しかし実際は、政策展開の手法が一つも改善されていないというのが我々の認識でした。つまり官の意識が非常に強くて政策の仕組みを変えようじゃないといふのに、本当の意味での地域農政というものが展開されてこなかつた。何かあると陳情に行つて予算をいただき。鈴木宗雄事件ではありませんけれども、ああいつことを繰り返してきたのも、経験しています。本当の意味での地域農政といふのはいつたいなんだかといふのと私はすつと書きました。

最近になって、特に地方分権などで地方の創意と工夫による政策展開といふことを言い出していますが、これは正しく考え方で早くやつてもういたいのは当然ですが、どうも最近の農業政策は、先ほどの米の政策などを見ても、国が背負いきれなくなつて、国が投げ出した結果として地方の責任でやりなさいと言い始めているような気がしないでもありません。国がもうこれ以上地方の面倒を見られないよ、といふことから、従来言つてきた創意と工夫といふ言葉に置き換えてきてるのではないか。これは私はある意味で非常に警戒を要すると思います。今まではつとも地域農政らしい地域農政が展開されていないのに、今度はそれが出来ないことを地域や農家に転嫁するという意味で、創意と工夫という言葉が使われ始めていふとすれば、それはまた大変な問題かなと思つています。

いろいろな事業をやってきましたが、採択基準にしても、事業の対象にしてもすべからく国が決めてきている。そして九州から北海道まで同じ採択基準を設定して、それをクリアしなければ事業展開

ができないというのが今までの現状でした。北海道には農政局がありませんので、多分直接農林省と農業関係の予算なり、政策なりの付き合せをやつてているわけですが、我々青森県、東北などに居ますと農政局といふものがあります。そこが一番時代遅れのことをやつておりますし、全く意味をなさない組織なのです。しかしそこへ一生涯命かよつてハシコを貰わなければならない。農協がやる事業の採択を頼みに行かなければならぬ。じつはこれをやつてゐるわけです。そういう点からすると、本当の意味で地方が求めている、地方がやりたい政策がやれるような体制を組んでもらわなければ困るといふことになるわけです。彼らの言い分は税金を使つてゐる上で、国が採択基準なり、事業対象者なりのハードルを決めるのは我々の権限だといふことは言います。税金を使わせてもらひうのでは当然かもしませんが、そういうハードルを権限と間違えて実態に合わない形にしてゐる。実態に合わないことを知らないのです。自分たちが机で考えてゐる人が正しいのだといふことを言つてゐるわけですから、なかなか救いがたい部分もあるかなと思つてゐます。そういう面での意識改革、これは何も国の行政だけの意識改革ではなくて、農業団体や農業委員会などの農業に関係している組織体制の意識改革が今求められてゐるといふことを申し上げておきたいと思います。

## ② 施策対象としての「個」と「地域」

次に施策対象としての「個」と「地域」についてです。要するに

何かの事業を展開するといふ場合に施策の対象を明確にしきれてい  
ないという部分があると思います。さつきの土地改良の基盤整備で  
はありませんけれど、対象が明確でないの「或いは意志がはつきり  
しないのにハン口を押す」というよくなことを繰り返してきている。  
そういう面からすると、やはりこれから地域農政をどう展開する  
かという問題の基本は、施策の対象である「個人」「地域」というも  
のを明確にしていくことが非常に必要だと思います。その場合一つ  
だけ申し上げたいのは、農家個々がどういう方向に向かっていくの  
かという分析が実はありません。センサスなどの統計資料で出して  
るは現状分析です。現在專業農家か兼業農家かとか、あるいは販  
売農家か副業農家かという推移は出てきますが、今のそういう農家  
が将来一〇年、一五年後にとっていくのが、  
或いは辞めざるを得ないのか。そういうような見通しを立てるとい  
つことにはならないわけです。従つて我々が何をやつて来たかとい  
うじ、五年前、一〇年前と比べて專業農家率がいよいよ下がったので、  
一〇年後も同じ割合で下がればこうなるよといふ形で、農家の動向  
といふものを捉えねば、それを唯一正しく見通しだとしていた経  
緯があります。

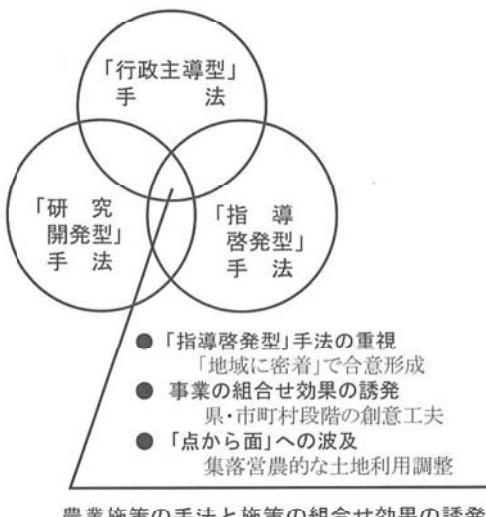
ところが私は、それは少し違つていて、これも説明するとかよつ  
と長くなりますが、今センサスなどで分析されている現状の農家の  
姿を一〇年、一五年後の将来にどうなるかといふことを要  
素を変えて分析して、それを捉まえて政策を仕組んでいく。つまり  
政策というのは一〇年、一五年後の体制のために仕組んでいるわけ

ですから、どういう姿になるかわからないのに国からきた事業を次  
から次へとおろしていくとも、これは何の意味も持たないわけです。  
そういう意味では個々の農家の現状を押さえね。現状はわかるわけ  
ですか、その現状が一〇年、一五年後にどうなつ姿になつていく  
のか、相変わらず專業農家で行くのか、非常に強い兼業で行くのか、  
殆ど撤退する形で行くのか。そういうような分析をして上で、将来  
の生活設計に合つた政策をそれぞれに合う形で支援していくとい  
うのが政策だらうと考えます。これは是非、市町村の方々、農協の方々  
も囲まれると思いますので、自分の所管している農家の方々の将来  
方向といふものをいろいろな要素で見通すといふことを、地域農政  
の求められる政策の基礎にしてほしと想います。

### ③ボトムアップ的な施策手法の重視

わつ一つは、地域との問題でよく出るのが、「集落営農」といふ  
言葉が出ます。これも言葉で言うと非常によいのです。集落を単位  
としてまとまりのある地域農業を確立していく。これは非常に正し  
い考え方です。特に稻作地帯においては稻作水系を分断しない。共  
有している水系というものを拠り所にしながら地域でまとまつてい  
る。これがどうになります。かたや酪農などはむしの地域とい  
ふよりも個といふものが前面に出る形で、小さい酪農家は離農して、  
大きな酪農家に集約してきた。地域といふよりも個人の規模拡大と  
いう形です。このように地域の捉え方も經營のタイプによつて違つ  
てゐると思ひますが、いつも「集落営農」といふ言葉が一人歩きを

## 農業施策の展開手法



して、農地の流動化対策なども地域ぐるみで調整をやろうといふのが政策の柱になっています。

これも農業委員会などにお願いしているのですが、なかなか農業委員会も疲労していて機能していないというのが私の率直な意見です。そういう面からしても、ただ机の上で行政的に集落というかたまりを捕らえていくということからスタートしても、なかなか政策の柱が見えてこないというのが実感ではないのかなという気がしているわけです。

要するに、上から政策が下りてくるのではなくて、ボトムアップ的な本当に必要なものが現場から上がってくる。そういう形を作ら

なければ本当の地域農政にはならない。そういう形をどうやって作っていくのかというのがこれからの大好きな役人の意識改革です。役人は上から仕事を下ろすというのが好きなタイプですかね、そういうことではなしに、当人が、或いはその地域が何を求めているかということについての吸い上げ努力というものを持つと一生懸命やる必要があるのではないかと思います。

なぜそういうことを言うかというと、国の農政というか国の食糧・農業政策といふものと、個人あるいは地域の進むべき生活の工夫といふのは、必ずしも一致しないわけです。国の立場からすると、食糧政策上、地域農業はこうあってもらいたい。こういう政策に素直に応じてもらいたい。あまり乱暴なことを言わないで、個性を潰して従つてしまふことになります。しかし個々の農家の立場からすると、国の政策どおりにやつた方がいいのか、自分の工夫した経営をやつた方がいいのかということは、実は違つていて

あまり例がよくありませんが、例えば今は自給率の向上を言つていますが、それでは花を作つたりお茶を作つていては自給率の向上に何か貢献しているのだらうかといふことになります。そうすると花もお茶も殆ど食糧の自給率という観点からは貢献していません。個々の生活、個々の農業経営、個々の農家の生き方としてはそれでいいわけですから、国の政策に乗るか、自分の経営を個別の特色ある農業経営で生きていくかという問題を混同しないように、国の政策だけに踊らされないと語弊はあります。乗つていかないといふ心構えが益々求められてくるのではないかという気がしています。

### III、「地域選択型農政」の提唱

#### — 地域農業への自信回復 —

##### ① 「地域」特性の洗い出し

（一）「地域選択型農政」という言葉がここで初めて出でるわけですが、今まで申し上げて来ましたので、大体ご理解いただけたのではないかなどと思います。私が地方の役人生活の中で一番問題として捉えてきたのが、地域農政とは何を言っているのか。地域農政とはどういったことなのだと思います。閑々とした疑問・悩みでした。つまり、国に行つて陳情して国の事業を貰つてくる。殆ど国の事業以外のことはできない。多分北海道の市町村も国庫事業の裏負担をするだけで汲々として、それぞの町村が独自の予算で何かをやるとなれば、三〇万円とか五〇万円規模の予算でも、なかなか面倒だったのが、今の市町村の財政事情だと思います。

青森県も全く同じです。国から来る億単位の予算、それに半分県がつくることになれば比較的簡単につくるのですが、一〇〇万円とか五〇万円の県独自の予算を組むことになると、大変なエネルギーをかけないと予算がつかない。地方も国の事業さえやつていればいいのだという意識になってしまっているわけです。それを突破するのは非常に難しいという経験をしています。本当の意味での地域農政とは何かを考えた場合に、国の事業を無視するという仕組みではないですから、国の事業は受け止めなければな

りません。行政マンは評論家ではありませんので、とにかく現状で与えられた仕事をこなしていくのが仕事です。批判ばかりしていません。そういう仕組みの中で何ができるのだろうか。今の、国の仕組みの中で本当の意味での地域農政というものを実行できないのか、というのが私の役人生活の終着駅というか着地点でありました。「地域選択型農政」という言葉を思いついたわけです。国が言つてきた地域農政というものより細かく地域にあつたものにしていくという、政策の展開・工夫というものが出来ないのかという意味で、「地域選択型農政」という言葉を使ったわけです。

その話を少しあります。「地域」特性の洗い出しについてです。これまで触れましたように、今までの近代化農政は概して全国一律的・画一的な政策を良しとする。そして個々の動きといつもの嫌がるところとしに長く対応せざるを得なかつたので、それぞの地域がどう生きねかどうかとにに対する自信を失つてしまつてゐるのではないか。それぞれの地域や個人がどう生き方をしていくかについて、本当に生き生きとして若えていくことに、むしろ努力をかけてきたのではないか、そんな気がしております。全国一律、画一的な政策から地域特性を生かした政策への転換を進めなければならぬ。

その場合に、それぞれの地域の持つてゐる地域特性というものをもう一度洗い出すという努力をしましようということです。これはやはり行政が現場に示す責任があるだらうと思つます。私は青森県にいましたので、青森県全域という問題もあるし、それぞれの市町

村段階での問題といふのもあります。ですからいづれの全国一律的な政策から抜け出るためには、地域の持つてゐる特性といふものを

再認識するということをまず行政が、提示するといふ努力があつてもいいのではないか。それは大きい県一本、道一本といふ抽象的なものではなじに、例えば十勝周辺だとか道南周辺といふ類似した地域のかたまりで地域特性を捉えていく。特性というのは一般的にいふ面となりますますが多少不利な面もないわけではない。そういう良い面も不利な面も言めてうまく活用して克服して、新しい地域農業をどう確立していくかということを考えて欲しいなというのが私の狙いです。

これは是非、例えば農協も合併にあたつていろいろな計画をおたこになつて、国が全中かわかりませんが、つまりなう項目を整理して親切に型にはまつた計画を作ればいいんだみたいなことを指導してきた面もありますが、そういうものにとらわれない本当の意味での農協管内の地域特性といふものをもう一度洗いなおすという努力をして、その上にたつてその特性を生かすための個々の農業経営、或いは農家の経営改善といふものをどうすべきかということをもう一度やつてもらいたいと思います。北海道は、あの地域にはこういうメロソングがある、あすこでほいこう豆が取れるとか十分分解つているはずですが、もう一度土壤条件・気象条件も含めてそういうものを徹底的に点検し、提示して、それを地域の個性ある農業政策で支援していくという心構えが必要だろうと思つてます。是非その作業はお願いしたいと思います。

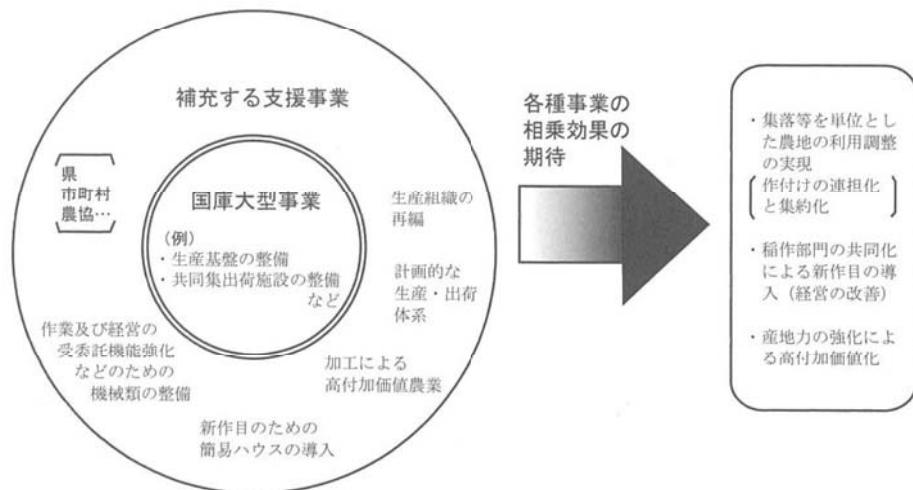
## ②共通課題を確認できる「かたまり」

次に共通課題を確認できる「かたまり」についてです。先ほど集落農の話をしましたけれども、こきなり集落といふえたいの知れないものをとつ捕まえて、そういうものを対象にして政策をおろしていくというのは、机上の計画なのです。もちろん集落農が出来に越したことではありません。最終的には集落のようなかたまりごとに地域農業が再編されていくというのが一番望ましいと思います。しかし全部がそれはできません。ですから共通課題を持ったかたまりというのは、何も地理的なエリアを指すのではなくて、生産組織単位や農協単位、或いは基盤整備をやる受益農家の組織とか、多様なかたまりを整理して、その多様なかたまりのそれそれに合つた政策をどう進めていくかということをが必要です。つまり、共通の課題を持つたかたまりといふのはそういう予定規に決められるものではないということを、私は体験的に知つたわけです。

## ③「いまとある」施策の組み合せ効果の誘発

対象とするかたまりをしつかり押さえた上で、「いまとある」施策の組み合せ効果を誘発することです。これも先ほどちよつと言いましたが、行政マンというのは評論家ではありません。いろいろ言つたことはあるけれども今ある条件の中で何が出来るかといふことを明確にしていく必要があります。「いまとある」施策をどう仕組むかといふことを考えた場合に、やはり国の政策といふものが、悲しい

## 核となる事業を軸とした相乗効果



かな否定する」との出来ない中核をなすものとして存在しているわけです。例えば、先ほど申し上げました基盤整備の大区画事業というのも国の事業です。しかしこの事業は確かに金額も高いし補助率も高いです。(けれどもそういう基盤整備という単発の大型の補助事業だけでは充分でないわけです。何が充分ではないかというと、その大区画をやった後の生産の体制ですとか、それを取り巻く条件整備。例えば、基盤整備は国の事業でやるけれども、出来上がったところのコンバインの更新やトラクターの手当など、いろいろな手当。それから組織の再編成のための組織作りの場面作り。こういふものについては手当でがないですから、そういうものを大型の事業の周りを取り囲むという工夫をする。これが行政の縦割り政策で、自分の仕事だけやっていればいいということではなくなりにぎりがちなわけです。事業を組み合わせるという工夫を是非して欲しい。このように地域特性や個人個人の農業経営の将来方向というものを明確に洗い出した上で、共通課題を解決するかたまりを柔軟に捉えてそれに合った政策を仕組んでいく。これが私の言っている地域選択型農政ということです。

## IV、「地域選択型農政」の推進役

### －合意形成の支援－

#### ① 地方分権と自治体の責任

もう少し話したい点もないわけではありませんが、言いたいこと

は、そういう地域特性というものを国の政策にただ乗つかつて丸投げするという発想でなしに、国の政策も受け止めなければなりませんが、それを軸にしながら取り組む政策を張り合わせて相乗効果を誘発していくという知恵が、地方の我々の仕事になるのではないかな」と申し上げておきたいわけです。

じずれにしても地域の農業政策を仕組んでいかなくてはなりません。まさに地方分権と自治体の責任ということになります。地元学といふ言葉があります。大学に行きますと、地元学など、学問の学があちこちにひいてきます。これは住民パワーです。いろいろな環境問題で住民投票をやるとかのこともあちこちで動きがありますが、そういう地元、地域住民の考え方を擦り寄った政策展開というのがこれから益々求められてくる。これにもいろいろな問題がないわけではありません。地方自治体、地方単位で政策の自己責任というものが問われてくる時代になつてくるであろう。これについてはもちろん財政の仕組みそのものを直さなくてはならないという基本的な問題がありますが、しかし地方分権といふものは進んでいくことは間違いないし、その場合に政策の自己責任といふものを明確にし、そしてその地域地域に合った独自の政策を仕組んでいくという努力が必要になります。

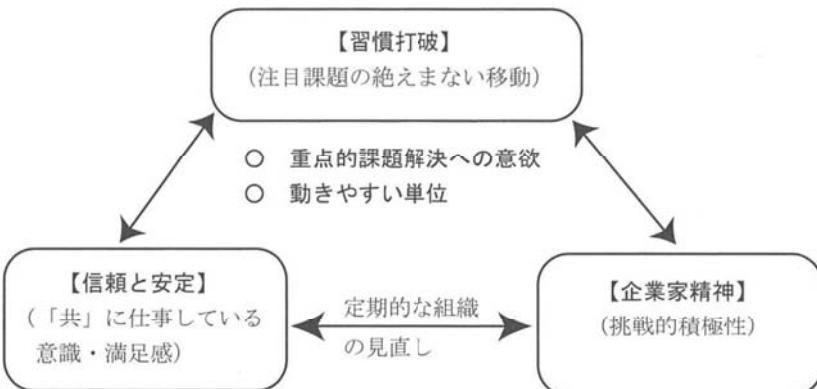
じく承知のようにヨーロッパなどでは、州によつてかなり政策が違っています。国はあまり各州の政策に統一的な関与はしない。大体のヨーロッパの国を見ますとそうなっています。日本も今まで全部「官」が主導で良しこそしてきましたが、これからは地域のパワーを優先していくのが地方分権の時代であると思われます。

ながらやっていくというのが地方分権の時代であると思われます。

## ②農協と集落・生産組織の機能

そういう意味で「農協と集落・生産組織の機能」という点に触れます。当座の問題として農協合併というのがいろいろ取り組まなければならぬ問題になつています。私は青森県の農林部長をしていましたが、農水省に行きますと、「青森県の農林部長は、話はいいけれども農協合併はさっぱり進んでいませんね。何とかしてください」と何度もか言われた経験があります。私が現職の時代に農協合併を急いでください、という話を農業団体にしたことは一度もありません。それは行政が先走つてやると、また同じような失敗を繰り返すことになるのです。さつきの「かたまり」の話と同じですが、合併は何のためにやつてじいの方向になつていくのかといふことを明確にしないで、ただ時間切れを迫つて合併を求めていくといつてになるところは自殺行為になつてしまつ。そういう事を私は強く感じていましたので、私の立場から合併を急げと言つたことはありません。しかも最近の農水大臣のコメントを見ますと、「農協は解体かなんとかか」という話を平気でしております。農協が今なぜこの状態に追い込まれてきたかといふと、戦後の農協法に基づく行政管理というものが今の農協を作つてきたわけです。時間がありますので具体的にはあまり話をしませんが、隣の農協と喧嘩をしてだめだ。物も米も勝手に売り買ひしてはだめだ。そういう駄目だ駄目

## 組織活性化のフロー



自ら方式の農協法の指導を行政がしてきているわけです。それで今急に農協は経営感覚がないとか、競争意識が薄いという話を平気でしている。「改革か解体」でしたか、そういうことを平気で言っています。まさに私が最初に言った役人の無責任さを棚に上げて言っている部分があるのではないか。多少誤解を招いても困りますが、そのことを申し上げておきたいと思います。

### ③ 「農業改良普及組織」の再評価

次に普及組織の話をします。これは私は非常に重要なことだと思います。地域農政を展開する場合に誰が先頭を切るか。誰が旗を振つて現地に入つていかとかどうとかは、実は抜けている部分があるのです。私も県庁という本庁の「ファンタジー」の中にいましたけれども、本庁の職員では旗振りは出来ません。では誰が旗を振るのか。つまり地域に入り込んで地域の合意形成に手を貸していか组织を活用しない限り、本当の意味での地域政策は展開されないと思います。その場合に私が目をつけたのは、農業改良普及センターです。これは行事の中で、もういらないのではないか。もう役目は終わった。人数が多くすぎる。何も地域に密着している必要はないのだ。そういう事をしきりに言われて、各都道府県の行事の対象になっています。しかし、地域農政を展開するのにどういう機能が必要なのかということを、議論の外に置いているわけです。そして頭数の問題ですとか場所の問題の話を先行してしているというのが行政の組織を動かしてい人間のはずです。これは私にも責任の一端がありましたけれど、

しかし今地域農政を展開するためにはじつはうのような機能が必要なのかを議論することが一番大事なのです。そういう意味では普及センターは現場でいろいろ言われていることもあるかもしませんが、市町村のような行政機関でもないし、農協のように経済活動を優先する機関でもない。要するに利害関係がない中立的な立場の存在として、地域の信頼をそれなりに得てきたという実績があるわけです。

こういう組織を今こそ地域政策の先頭に使うべきだというのが私の考え方です。それを私は青森県で実行してきましたが、これも国との共同事業という枠がありまして、普及はそこまでやる立場にないとか、普及は行政とは別の組織だと、いろいろ言う人がおりました。その議論もまだ続いているようです。

しかし、私はそういう小理解をこねるのではなくて、地域農政を現場に貼り付けていくための先兵と言えば語弊があるかもしれませんのが、具体的な役割をはたす機能は普及にゆだねていく。市町村も農協もそういう組織をうまく活用していく。そういう役割をはたして貰いたいと思います。

## V、農政の新たな展望

### △新農業基本法の注目点△

農政の新たな展望についてワンポイントずつ申し上げます。

新農業基本法の注目点につきですが、まず、国が設定した食料

自給率については、数字の一人歩きではなく「」の機会に、各地方の農業の方向、生産指針といったものを明確にして、それぞれの地方が求める政策を重点化させること。持続・循環型農業と「食」の安全の問題については農業・農村の多面的機能に対する再認識も含めて、これまでの生産効率重視の農政から非経済分野への踏み込みを明確にする」と。

付け加えて中山間地域の直接支払制度をどう生かしていくかということを申しあげておきます。私は、これは中途半端な政策で、本当の意味で直接支払制度を生かしていくためには、例えばヨーロッパのデカツブリング政策というようなものを本格的に導入していくとすれば、こんな中途半端なものでは駄目です。農業政策を見直して直接支払制度という政策を格上げしていく。そういう構造になして、ある一部のセクションで少ないお金を寄せて、そして集落単位にちまちまとお金を払うというような中途半端なことは、これは必ず見直す時期が来るだろうと思います。公共事業全体、ハード事業全体を含めて見直した上で、直接支払制度のようものを格上げした政策として位置付ける。そうしないと定住対策なり、専業農家の所得政策に繋がっていない。競争原理だけで追い込んで、あとは農家は生き残りなさいよという政策は的を得ないということになります。直接支払的な制度というものをもつと本格的に取り組む。そういう体制を、いわれている公共事業、ハード事業の見直しも含めて大胆にやるところが本当の意味での農政の改革ではないか。」のようになります。

特に、国は「食と農の再生プラン」というものをこれから本格的に出しますといふことになつてますが、これも思いつきのような気がしてしまいます。これから具体的な政策に打ち出しますと書つてますが、あたりまえのことと言つてはいるし、新しい農業基本法が出来た時に政策の柱立てといふのはもう済んでいたのです。そういうものを忘れて別の人來て、「食と農の再生プラン」を「BのE」がうみで急いで作りましたよいじふことになつてゐるだけです。だけれども私が今言つたよいな、本当の意味での政策の組み直しといふことに踏み込まない限りは、新しい農業政策ということにはならない



いのではないか。消費者に軸足を置いた政策を展開するといふ話は、あたりまえのことで、農政の被害者はいつたい誰だったのか。そういうことの反省が全然ないのです。農政の被害者は生産者なのです。今までに例をあげてきましたが、本当の意味での農政の被害者は誰なのかというと消費者ではないのです。農業・農村なのです。農家なのです。そういうところのつけをひいてくれるのだとこうしたことなしに、今度は軸足をそちらに向けるふうな話を平氣でやつてしまふ。そういう点についても私は非常に厳しく見ていく必要があるのではないかという気がしていきます。

## VI、それぞれの組織（体制）の活性化

そういう意味で専業農家、専業的農家群に対する政策は重要です。国の食糧政策の計画に乗つてはいる、国が頼りとする農家群。この二つの農家群に対する経営安定対策というものを本気になつて考えていく。これも今はめり込んでやつています。稻作問題・酪農問題・養豚問題、野菜などといった具合です。これもやはり総合的な生活の視点でこれらのを捉えた支援策を具体化する必要があるのではないか。そういう専業農家群を競争原理の渦の中に放り込んだままにしておくのは、これは政策ではないし、農政の放棄だと言わざるを得ないわけです。そんなことももう少し話をしたかったのですが、今日は農協の役職員を含めて、職員、市町村の方々もたくさん居られるようですが、「ピーターの無能の法則」というのがあります。組

織の中の人間は、若い時はそれなりに有能だったけれども、だんだん窓際に行くに従つて能力を失つていくというのが「ピーターの無能の法則」です。何のことを言つて居るのかわからないと思いますので、解説だけをしておきます。大体組織の中の人間は、若い時は結構企画力ややる気があるけれども、窓際に近づくに従つて無能さが露呈してくる。こういったものだとこういうことをイギリスのピーターという人が言つて居るわけです。これは心当たりがありますね。特に私のように役人をやつて居るとそういう感じがします。こういうことにならなないように気をつけてほしうといふことが私の言いたいことです。

「バーキンソンの法則」というのもありますて、役所は仕事の量に関係なく人が増えていくといふ、ちょっと皮肉った法則です。これも当たっています。「J-スターの法則」なり「バーキンソンの法則」なりといふものを、笑わないと今の我々に置き換えて、組織をスマルチ化しながら意欲を持つてやつて居ける体制を、農協・市町村・農業委員会それとの組織体制を、民間も同じですが、そういうような形を作り上げていくというのが管理職の役割だらうとこのを申し上げたいために、紹介しておきます。

私に与えられた時間が少しオーバーしましたが、途中を省略しまして申し訳ありませんでした。いずれにしても私は北海道に来まして、七戸所長とも長い前からお世話になつてきましたけれども、農業のためにこういった研究機関を持って、シンクタンクとして応援体制が組まれているといふことは余りありません。少なくとも青森県に

そういうシンクタンクがあるかといふと、十分ではありません。我々の方がシンクタンクのような感じです。そういう意味で今言った個性ある地域、個性ある地域農業を確立していくとこうじきに、情報が豊富で、非常に優秀な研究員もたくさん居られる地域農業研究所の存在は大きいわけです。また農業以外にもいろいろな研究所のよなシンクタンクがあるようですね。そういうものをうまく活用しながら、自分の足元の将来方向といふものを見定めて、そして関係機関が一体となつて、周りにとりわけない、或いは国の方向にもとらわれない、新しい自分たち独自の地域農業の展開というものを心がけていただきたい。

いずれにしても地域の、地域が主体性を持つた新しい農業の形作りということについて、自信を持って取り組んでもらいたい。それは何も北海道は全部同じ方向を向けといふ意味でもないし、それぞれの地域、個人個人の経営を応援する。将来の生活設計を応援するということ。それから農業政策といふのは今まで農業側政策ばかりであつたわけですが、これから地域政策、総合的な地域問題、或いは福祉の問題、教育の問題、或いは定住対策、就労対策、そういうものを含めて私は地域産業の重層化、ピラミッド化といふ言ひ方をしていますが、地域問題に関与していく。地域問題に農政の側から提案していく。踏み込んでいくという気概を持つて欲しいと思います。農政は農業問題だけをやつていればいいのだという時代ではなくなつてきて居るといふことだけは申し上げておきたいと思います。